

京都市告示第282号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)高度地区を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成19年11月13日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

左京区下鴨泉川町，松ヶ崎林山及び松ヶ崎東山の各一部

山科区西野山桜ノ馬場町の一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)